

新潟市中央区社会福祉協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この新潟市中央区社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、新潟市中央区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(名称及び事務局の所在地)

第2条 本会の名称は、新潟市中央区社会福祉協議会と称し、事務局を新潟市中央区西堀前通六番町909番地C o - C . G .（コシジ）3階に置く。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする団体、施設、事業者及び機関との連携
- (5) ボランティア活動の振興
- (6) 共同募金事業の協力
- (7) 各種資金の貸付に関する事業
- (8) 相談事業
- (9) 地域福祉権利擁護事業
- (10) 小地域福祉活動の推進・支援
- (11) 地域コミュニティ協議会との連携・協働
- (12) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、新潟市中央区管内に居住する各世帯、施設、団体及び事業所等で社会福祉法人新潟市社会福祉協議会会員規程の趣旨に賛同したものをもって組織する。

2 会員は、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会で定める会費を納入するものとする。

第3章 役員

(役員の数)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 19名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員を選任については、次によるものとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- (2) 理事は、中央区管内の地域住民組織代表者、民生委員児童委員代表者、当事者団体代表者、社会福祉事業・施設関係者、社会福祉団体関係者、学識経験者、行政機関関係者等のうちから、理事総数の3分の2以上の同意を得て、会長が委嘱する。
- (3) 監事は、理事会において選任する。
- (4) 監事は、本会の理事及び職員は兼任することができない。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長の任期は、理事としての在任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会に出席し、その権限に属する会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会計及び事業執行状況の監査にあたり、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会に報告するものとする。
- 5 監事は、前項に定めるほか、必要あると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(役員報酬等)

第9条 役員には、その地位にあることのみによっては、報酬を支給しない。

- 2 役員には、実費を弁償することができる。

(理事会)

第10条 本会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会により行なう。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 地区社会福祉協議会との連携

(地区社会福祉協議会)

第11条 本会は、身近な地域で取り組む住民主体の地域福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)と連携し、活動を行うとともに、各地区社協が取り組む地域福祉活動が円滑に推進できるよう、必要に応じて支援及び協力するものとする。

第5章 総 会

(総 会)

第12条 総会は毎年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、臨時に総会をひらくことができる。
- 3 総会は、本会役員及び地区社協の会長、副会長等をもって構成する。
- 4 総会に議長を置き、その都度選任する。
- 5 総会では、理事会で議決した次に掲げる事項について審議し、承認する。
 - (1) 事業計画及び予算について
 - (2) 事業報告及び決算について
 - (3) 規約の改廃について
 - (4) その他会長が必要と認める事項

第6章 委員会

(委員会の設置)

第13条 本会に委員会を設置することができる。

2 委員会は、会長の諮問により必要に応じて設置し、本会の運営及び事業等に係る事項について検討する。

3 委員会の検討事項については、その都度会長が別に定める。

第7章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第14条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、職員若干名をもって組織する。

3 事務局の職員は、新潟市社会福祉協議会の会長が任免する。

第8章 財務

(経費)

第15条 本会の経費は、会費の配分金、共同募金の配分金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月31日から施行する。